

令和3年第10回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年11月19日（金） 開 会：14時30分 閉 会：15時35分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 橋 野 博 一
 教 育 政 策 課 長 〃
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新南陽総合出張所主査 金 子 武 史
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫
 鹿野総合出張所次長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第34号	周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
3	議案第35号	令和3年度（令和2年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について
4	議案第36号	令和3年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者：該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和3年第10回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「片山委員さんと吉本委員さん」にお願いいたします。

2	周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
---	-----------------------------

教育長

続きまして、日程第2、議案第34号「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、議案第34号「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11項によるものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。これは、電子書籍の貸出し、閲覧のできる電子図書館を導入することにとめない、規則の一部改正を行うものでございます。

3ページの新旧対照表がございますのでご覧ください。まず、第5条の2として、電子図書館で使用する電子書籍の定義および電子書籍の利用に関して、別に定めることを規定しております。次に、第11条でございますが、図書館資料の貸出しにつきましては、電子図書館のみを別に定めることといたしましたことから、電子書籍を除く資料につきましては、従前どおりの取扱いにすることといたしております。また、第14条につきましては、字句の修正を行うものであります。

電子図書館を利用するにあたっての要件、貸出可能点数、期間などにつきましては、別に参考資料としてお付けしております周南市立図書館電子書籍の利用に関する要綱に規定しておりますので、ご参照ください。

なお、施行日は、電子図書館のサービスの開始を予定しております、本年12月1日としております。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。それでは、この件について、何か質問、ご意見等がございますか。よろしいですか。

松田委員

すいません、確認というか、この規則の方はこれでいいと思いますが、ちょっと要綱関係で確認というか教えていただきたいところがあります。まず、電子書籍の貸出冊数、3冊ですか、3点の貸出しというか利用、閲覧、これは2点という考えはなかったのですか。例えば、要するに1人が3点借りられる、閲覧しているということは、今度は使う人の数の方が制限されるのではないかなと思ってみたりして、そうすると3点は多いような数字になると思うのですが。

中央図書館長

今、電子書籍はこのように3点という風にさせていただいたのは、他市の状況とかも考えて、5点というところもありますし、うちの場合、通常の書籍、一般の書籍が15点貸出しできるようになっておまして、比較というわけではないのですが、それと鑑^{かんが}みて、ちょっと少ないかと思うのですけれども、最初の導入する資料数が少ないということで、3点という形に今回はさせていただいて、今後、資料の増減等でまた柔軟に考えていけたらいいかなと思っています。

松田委員

分かりました。このような電子書籍の活用が増えるかもしれないと思うので、多くの人が貸出しできる状況を考えていかななくてはいけないと思いました。あと、他市で試しに読める仕組みがあるようなのですが、借りないで電子書籍を試し読みする、そういう仕組みはあるのですか。

中央図書館長

こちらのシステムに試し読みがあると聞いています。もちろん使える資料という制限はあるのですが、そういう機能があると聞いております。それと、後は独自コンテンツと言いまして、こちらの方にある、流通している電子書籍というのではなくて、例えば行政資料を取り込んだり、中央図書館にあるような歴史的な、例えば書画とかそういうのを独自に取り込んで、それを閲覧できるという機能も備えております。資料の読込みについては今後進めていきたいと思っておりますが、それは逆に貸出しができませんので、閲覧していただくという形になろうかと思っております。

松田委員

活用が進むといいと思います。ありがとうございます。

教育長

それでは、そのほかにご質問は、何か質問がございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第34号を決定いたします。

3	令和3年度（令和2年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について
---	-------------------------------------

教育長

続きまして、日程第3、議案第35号「令和3年度（令和2年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案第35号、「令和3年度 教育委員会の点検・評価報告書の提出について」ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」については、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「令和3年度 教育委員会点検・評価報告書（案）」の1ページをご覧ください。目次にありますように、この報告書は大きく4つの項目から構成されております。

「1 はじめに」の項では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検及び評価の構成等について、「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項では、教育委員会の会議の開催状況、審議及び報告案件、及び教育委員会の委員の活動について、「3 教育委員会の令和

2年度重点事業」の項では、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、「令和2年度重点事業」、「教育費決算の状況」について、そして、「4 教育委員会の行政評価」の項では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自主的な点検、評価を実施するとともに、外部の学識経験者として、お二人の大学教授にご協力をお願いし、それぞれのご知見から評価をいただいた内容を掲載しております。

それでは、4つの項目ごとに、ご説明いたします。まず、1ページの「1 はじめに」の項でございますが、ご承知のとおり、平成27年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行され、教育の政治的中立や継続性、安定性の確保等の教育行政の根幹部分を堅持した上で、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化が図られました。これらの改正は、市民にとって分かりやすい明確な体制を構築し、適時適切で効果的な教育行政を推進していくためのものですが、こうした視点から、教育委員会の事務についても点検・評価をし、議会報告及び公表を通じて、今後の事務改善に資することを目的とする旨を記述するとともに、新たに外部の学識経験者から直接評価をいただく旨を説明しております。

次に、報告書の2ページに掲載しております「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項でございますが、ここでは、定例会を12回開催し、34件の議案と24件の報告案件の審議が行われたことや、3月に開催しました総合教育会議の状況、学校の訪問や研修会等の実施状況を記載しております。

次に、6ページから19ページの「3 教育委員会の令和2年度重点事業」の項につきましては、令和2年度に実施いたしました教育委員会の主要な施策について、「周南市の教育事業概要」の課別の施策内容部分を引用し、報告するものでございます。

20ページから24ページにつきましては、教育費の決算の状況を報告するものでございます。

次に、25ページから28ページでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定された「教育委員会事務事業の点検・評価」に関する内容となる「4 教育委員会の行政評価」の項でございます。

本市では、平成17年度から教育委員会を含めた全事務事業の「事務事業評価」を実施しておりますが、これに加えまして、平成23年度から「施策評価」を、平成25年度からは、評価の結果を施策に反映する「周南市版マネジメントシステム」を導入しており、教育委員会所管事務に係る点検評価も、これら市全体の事務事業評価を活用して実施してまいりました。

また、平成28年度からは、教育に関し学識経験を有する外部の有識者より評価をいただくこととしたことから、令和2年度においても、実施した事務事業につきまして、個別の評価結果を掲載しているものでございます。

25ページをお願いいたします。令和元年度より「行政評価システム」を導入し、10の評価項目ごとに評価点を出して、総合評価を判定しております。中段の四角囲みの「評価結果の内容」をご覧ください。個別の事務事業評価でございますが、教育委員会の権限に属する事務事業について、まず所管課長を中心とした一次評価を行い、更に部長による最終評価を行うことで、点検・評価し、課題の早期改善につなげる「現場重視の行政評価」を実施しており、評価した88の事務事業において、評価結果の合計点が85点から100点のA評価が24事業、合計点が60点から84点のB評価が56事業、合計点が40点から59点のC評価が0事業となっております。なお、D評価の6事業につきましては、「令和2年度に終了する事業」として一律にD評価としたものであり、その内訳は、A評価が5事業、評価なし（未実施）が1事業となっております。

事業ごとの評価につきましては、27ページから28ページで、評価結果を一覧表として掲載しております。

次に、29ページから32ページでございますが、徳山大学の渡部教授と山口大学大学院の霜川教授に、お忙しい中、評価をいただき、その結果を原文のまま掲載させていただいたものでございます。渡部教授からは、「行政評価システム」の導入により、事業の目的達成が可視化できる評価制度となり、前年度比較によるPDCAサイクルの機能判断もしやすくなり、教育行政改善の経年変化も理解しやすくなっている。事務事業は、「目的妥当性」、「有効性」、「効率性」の観点から、より詳細な段階評価を行い、総合評価はA及びB評価がほぼ全体を占めており、良好な事業展開ができておりと高い評価をいただいております。そして、各事務事業の課題・改善策の具体的かつ的確な記述に対しても、今後の改善についての期待をいただいております。

個別の気付きとして、「コロナ禍の影響で実施できなかった3事業は、いずれも対面による活動で、今後、コロナ対応を含んだ教育行政のあり方に変えていく必要が求められていること」、「GIGAスクール構想の環境下で、全児童生徒がタブレットを活用して受けるオンライン授業の充実が不可欠であること」、「教職員不足が深刻化する状況において、教員の採用や人材育成の課題を県教育委員会と共有・連携、^{さら}更には徳山大学を活用し、問題解決に取り組む仕組みを構築する必要がある」など、ご教示をいただいております。

また、教育ネットワークといった地域教育の拡充を図ることで、道德教育や幼児教育の充実による徳育、確かな学力の育成や健やかな体の育成といった、知育・徳育・体育・食育、そして教職員の人材育成や安心安全な教育環境の整備、生涯学習や人権教育の推進といったことなども可能になることから、今後も地域活性化によるまちづくりと地域教育によるひとつづくりの関係強化のために「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に掲げた教育理念や基本方針のさらなる遂行などについて、ご教示をいただいたところです。

また、霜川教授からは、全88事業の事務事業評価の結果について、全体を通じて概ね^{おおむ}良好に実施・推移しているとの評価をいただいております。また、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本をふまえ、以下の3つの視点を中心に特記すべき事項をあげていただいております。

1点目は、「コミュニティ・スクールの充実」で、周南市を担う子どもたちの健全育成、人材育成は全市民の願いであり、学校と地域をつなぐ多様なコーディネート人材の育成・配置を進め、子どもたちの教育の充実、学校や地域が有する教育的諸課題の解決について、学社融合型アプローチから実現しようとしており、先進的で実践的な取組として高く評価できる。

2点目は、「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」で、学校教育関係事業にメリハリをつけながら、適切に進める姿勢と行政としての執行力は高く評価できる。これからは、学校だけでなく、地域や地域住民にとっての教育環境も人的・物的環境整備が求められ、これからの社会教育関係職員は、市民の生涯学習や家庭・社会教育の振興業務に加えて、コミュニティ・スクールや「地域とともにある学校」づくりの中で、全教育活動に精通したコーディネーターとしての働きが求められる。

3点目は、「教育委員会の会議及び委員の活動」で、教育委員会の活動としては、学校訪問は実施されているが、生涯学習、社会教育、家庭教育支援等の現場訪問・視察は見当たらない。市民の「学び」が学校教育のアプローチと社会的アプローチの両面から形成され、一人一人の「成長」が学校・家庭・地域の機能融合からなされることと見え、検討すべき事項であるにご教示いただいているところでございます。

報告書の記載事項の説明は以上でございます。この「教育委員会所管事務の点検・評価」は、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政の推進に資することを目的としております。従いまして、この点検・評価結果をしっかりと踏まえて、今後の教育行政の推進につなげて参りたいと考えております。なお、本報告書は、本日の教育委員会で、決定いただいた後、議会に提出するとともに、ホームページ等で公表することといたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議・ご決定のほどお願いいたします

教育長

はい、ありがとうございました。概略説明をしていただきましたが、ページ数が多くございますので、目を通していただいていると思います。内容を読まれて、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

片山委員

霜川先生のところのお話の、32ページに書いてある、最後のところの「学校訪問は実施されているが」の次のところ「生涯学習、社会教育、家庭教育支援等の現場訪問・視察は見当たらない。」いうところなのですけれども、こういう指摘に対して、対応をお考えのところはあるのでしょうか。まだ今からというところでしょうか。

教育政策課長

実際のところ、うちの中にも学校教育、当然生涯学習課の関連しておりますので、今ご指摘のとおり、うちがお示ししているのが、完全に学校に訪問していただいたところの数字しか上がってきておりませんので、今後はまたその辺り、内部的に検討できる部分ですので、連携を取りながらの対応、そのあたりのことを進めていきたいと考えております。

教育部長

昨年、この定例会に合わせて鹿野地域・熊毛地域・新南陽地域それぞれ会場を分けて開催したことがありますが、そういった形で実際にその地域・地域のその時の課題をご紹介しながらやってきたという実績もありましたので、そういった部分がこの度触れてなかったということもありますが、次回以降、また今そういったご指摘もございますので、そういった各地域の課題であったりとか、社会教育、生涯学習のそういった現場とかも委員の皆様にも視察していただいたり、訪問していただいたりして、現場を確認していただきたいという風に思っていますので、そういったことを今後以降検討していきたいなと思っています。

教育長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

岡寺委員

ちょっと近い話になってすみません。徳山大学の先生の言われていることで、コロナ禍で3事業実施できなかったという話がありましたけど、タブレット等でこれからできるんじゃないかというご提案だったのですが、私も地域のことをやっているとできない、できないで全部終わらせてしまったものが多かったのですが、今後は積極的にされますか。コロナ禍と言いながら。

教育部長

昨年はコロナ禍という経験したこともない状況で一年間、バタバタとやってきたなという印象を持っております。令和3年度、今年度につきましても、状況自体はそんなに変わっていないと

思っていますけど、アフターコロナと言いますか、できることをしっかりどンドンということですので、2年度の評価に関しましては、3事業できませんでしたが、予期せぬ状況、学校行事です、夏休みを返上してまでやらなくてはいけなかったという、これまで経験のなかったような状況の中であったので、全てやめるというのではなくて、どうしたら進めていけるのかといった視点に立って、事業を進めていかななくてはいけないと思っています。

教育長

よろしいですか、他には何かございますか。はいどうぞ。

松田委員

すみません、全体的に概ね^{おおむ}良い評価で成果を見ることができるといって評価書をありがたいと思います。先ほどお話にでた、徳山大学の先生の対応の話ですが、コロナウイルスがあつて止めることも多かったけど、コロナウイルスに対応することで業務の全体の動きを見直すというところの視点をいただいていると思うので、その辺を有効に、時間も取るけど、昔のままをやるのではなくて、そういう視点もいるのではないかと思います。実はこの2年度の事業に対する報告書で、昨年ずいぶん説明をしていただいて、タイムラグというか、2年度の事業についての評価をいただいて、それを次に生かすのに、やはり市として全体的にこれくらいの時間が必要ということで、今回改めて読ませていただきました。今年度の事業について、先取りしてやっていらっしゃる場所もあるなという感じを今思っております。これを報告書として出すときにちょっと確認させてもらっていいですか。

市民への説明ということで、読んでいった時にですね、7ページですね、教育委員会の令和2年度の重点事業の米印のところ、いきなりD判定という言葉が出てくるわけですね、最初から読んでみると、この事務事業評価における、D判定のこの説明をここに入れておきたいということだろうと思うのですが、きちんと読まれると唐突かなと思うので、何ページ参照とぐらいいいのかという風に思いました。

それから、次の、すみません、ずらずら言ってしまうんですけど、それぞれ事業について、下の方でその事業内容を示されて事業評価でDとかいうのが出てくるので、なおさら評価っていうのがここにできていますので、説明が後のページでされますよね、そのことの繋がりが改めて読まないと分かりにくいなと思いました。

それで、25ページなのですが、昨年度、点数の話をいろいろ聞いて、市の体制で合わせていくという事であるのですが、このA B C D評価っていうのはこの標記だけで、例えば概ね^{おおむ}達成しているとか、そういう言葉による説明っていうのがやっぱり無いのですよね。これは市全体でもこのA評価B評価っていう表現しか使われていないものなのですか。というのがですね、D評価って何だろうなって、どういう状態をいうのかなってちょっとイメージしづらいのと、それからAとBが概ね^{おおむ}なんでしょうね。そういう理解。確か一昨年度は若干上の説明があつて、案で叩いたはずなのですが、それがなくなった。表現しづらいのかもしれないので、そこはちょっと確認です。ぱっと見た時A B C Dってどういう評価を、点数がこうなのだからA評価という風な捉え方しかできないなっていう風に思いました、そこは確認です。

次のページのこの26ページのこの評価項目は、年々見直しをされていますね。昨年度と若干こう、新しく加わったり、例えば効率性評価の点数割合、ですか、評価点、これが昨年10-7-7から10-7-3に変わったり、という風に変更があるっていう事は、それはその時の説明で納得したのですが、時代に応じて、ニーズに応じて、視点を変えていくと伺ったのですが、そのあたり、変更点があるところだけ下線を引くとか、そんなのってないのですか、それとも必要

ないと思ったのですか。読む者はその年度のことだけなので、特段必要ないと思うのですが、これを部内できちんと使われているっていうか、確認していくという事であれば、その辺の意識としてあったほうがいいなと思います、例えば、私がいう事ではないですけど、目的妥当性の②の下の後、基本的な見直しが必要であるということが加わったりしているので、こういった視点で見られているのかと改めて感じた次第です。

それが全体を読んでいた時の気づきと、それから元に戻りまして、すみません、これって事業概要とセットですよ。で、事業概要と照らし合わせながら、こういう事業はこうなっているのだと拝見させていただいて、読んでいった時に、人権教育課のところがすごく分かり易く伝わって、あ、そういう理由があったのだということが分かった部分がありまして、他にもあるかもしれないですよ、人権教育課12ページのところで、最初の「人権教育総合推進地域事業」はこういう理由でできませんでしたというのが書いてあって、確かにこれお尋ねしたこともあって、今年度中止されたなって記録にも残っているという良さがあったり、次の事業名では、このくらい参加されますというのがまとめて書いてあるのというのが示されていて、こういう状態だったのだと伝わってきました。これを、全部やると事業概要と同じことになってしまうので、無理かもしれないけど、こういうのがあると具体的によくわかるなという風を感じました。

そうやって見ていくとですね、学校教育課の方で、项目的に示されていないところがあって、16ページ、「学校ICT環境推進事業」っていうのがありますが、これ、(1)(2)と(3)が事業概要に示されているのですが、その、記載が無いので、多分100%できている事業だから、タブレット等配布なので、何か理由があってないのかもしれませんが。英語教育もスピーチコンテスト(2)があったけど、たぶんこれ、できなかったのかな、というような何か理由があるので、その辺は記録としてあってもいいかなと思いました。

感想めいたことですが、愚直なことを、最後に。これは教育大綱全体の造りと、市の事業との関連でそうなるのかもしれませんが、教育政策課・生涯学習課・人権教育課、それぞれの柱の元に事業名が載せられているのですが、やっぱり学校教育課は難しさがあって、道徳教育の充実とかと学力の育成とか柱についてのそれぞれの関連する事業っていうのは、繋げにくいところがあるのは十分わかるのですが、後ろにずっと事業名が出ますよね、じゃあこれが総じて大綱の柱の道徳教育とか確かな学力とかっていうのは、どの時点でどういう風に私たちは纏めていくのだろう、という思いがしました。もちろん報告書に記載するべきものではないかもしれませんが、その辺の取組や状況とか、そういう形のものはずぐには出せないものもあるかもしれませんが、どこかで年々、年度においてのまとめとか、そういうのもいるのかなと思いました。事業概要ということですから数値的とか予算とかそのままで行くと、16ページ17ページの事業がどこどう結びついていくのかっていうのは、それぞれに相互に関連しているので、なかなか難しいのかなと思いつつ、学校教育課の特性も感じました。それと併せて先ほどの山大的霜川先生のお話で学校教育に特化するといいいながら、やはり学校教育は、そういう面で難しさがあるのでそちらのほうに訪問したりして、いろいろ私たちは見させていただいているところにつながってくるのかなと思いましたので、あながち新しいものを作るというよりは、そういう整理の仕方、他の課の事業等についてはこういう形できちんと報告いただいているという事と併せたら、全般的によく捉えさせていただいているかなという風に思います。すみません長くなりました。感想めいてすみません。

教育長

ありがとうございました。

教育部長

今、全般的な表現の仕方、これ当然公表するものでございますので、委員さんからご指摘いただきました、それぞれのこれはどういう意味があるとかですね、評価A B C Dとはどういう風な内容であるとか、そういった、人に分かり^{やす}い表現については、また考えていきたいと思えます。

松田委員

すいません、それをやはり言葉でつたえると難しいので、こういう形のものでの評価にしかないとかいう場合もあるので、そこは思っていますので。だから、言葉で表現することの良さもあるけどマイナス面もあるので、その辺はきちんとこういう対応でという事であれば、新しく加える必要はないと思えます。

教育部長

見る方がより分かり^{やす}いという表現があれば、そういう風な検討が必要かと思えます。

松田委員

よろしく願いいたします。

教育部長

それと、学校教育課の部分で大綱の事業とどこが繋が^{つな}っているのかということで、確かに学校教育課に関しては広範になりますから、なかなか大綱の、例えば道徳の道徳に形にしておりませんけど学校教育課が広範に渡るといふことがありますので、今回はこのような形で記載をさせていただいております。

松田委員

結構です。

教育長

ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。よろしいですか。

いろいろご意見いただきましたので、必要な課の訂正があれば、こちらの方で訂正したうえで、議会に提出したうえで公表ということによろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

ありがとうございます。

それでは、議案第35号を決定いたします。

ありがとうございました。

4	令和3年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案第36号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。この件につきましては、各課から説明をいたします。

まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第36号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書5ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算として117万円の減額、歳出予算として4千479万5千円を増額することについて、市長に意見を申し出るものです。なお、7ページ以降の補正予算の事項別明細書の右端の欄に所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課よりご説明いたします。まず、教育政策課の所管事務にかかる補正予算について、ご説明いたします。

8ページをお願いいたします。「教育費」「教育総務費」「事務局費」における「職員給与費等」の2千158万1千円の減額、及び特別職給与費等の7万3千円の増額は、教育政策課、学校教育課、総合出張所の配属職員及び教育長に係る人事異動や職員共済組合負担金の精査等によるものです。

次に、「教育費」「教育総務費」「事務局費」「奨学金貸付基金事業費」の扶助費に係る117万円の減額ですが、これは、当初予算において、一人あたり月額1万円を給付します修学支援奨学金の対象人数を17人と見込み、204万円を計上していましたが、最終的に対象者が8人に確定したことから、実績に基づき、117万円を減額するものです。これに伴いまして、7ページ、「歳入」の「繰入金」「基金繰入金」「奨学金貸付等基金繰入金」117万円を修学支援奨学金対象者の実績により減額します。

続きまして、10ページをお願いします。「小学校費」「小学校管理費」「小学校教職員経費」、32万円の増額補正です。これは、県職員の配置基準に満たないため、県費養護教諭・事務職員が配置されない小規模小学校に配置している、3名の会計年度任用職員について、期末手当の支給率を引き上げる条例改正に伴い、期末手当及び社会保険料の不足が見込まれることから、経費を計上するものです。

それから、「小学校費」「小学校管理費」「小学校施設管理費」の1千462万円の増額補正です。主なものとしては、各小学校を運営管理する上で必要な光熱水費である電気、都市ガス使用料や、児童が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料、役務費は、電信電話料や樹木剪定きんていなどの手数料が不足するため、必要な経費を計上しています。

次に、「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修費」300万円の増額補正です。主なものとしましては、鹿野中学校が小学校校舎へ異動するために必要な引越し費用、インターネット移設等に係る経費や、令和4年度に改修工事を予定している校舎のアスベスト調査に係る手数料です。

続いて、「中学校費」「中学校管理費」「中学校施設管理費」988万円の増額補正です。主なものとしましては、各中学校を運営管理する上で必要な光熱水費である電気、都市ガス使用料や、生徒が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料、役務費は、電信電話料や樹木剪定きんていなどの手数料が不足するため、必要な経費を計上しています。

最後に、「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修費」59万4千円の増額補正です。これは、令和4年度に改修工事を予定している校舎のアスベスト調査に係る手数料です。

以上で説明を終わります

教育長

はい、続きまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい、それでは生涯学習課の所管事務に係る補正予算についてご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」の「職員給与費等」2千1百13万2千円の増額でございます。内訳としては、給料、職員手当等、共済費でございますが、これは、生涯学習課に、令和3年度から児童クラブ担当が移管されたことによる人員の増加並びに、生涯学習課、人権教育課、図書館及び地域振興部文化スポーツ課に配属されている職員の人事異動等に対応するものでございます。

次に、「教育費」「社会教育費」「社会教育施設費」の「学び・交流プラザ管理運営事業費」職員手当等15万5千円、共済費2万9千円の増額でございます。これは、学び・交流プラザにて雇用する会計年度任用職員2名に対するもので、この度、期末手当の支給率を上げましたことから、不足する期末手当及び社会保険料を増額するものでございます。

続いて、「教育費」「社会教育費」「文化財保護費」の「埋蔵文化財保護費」職員手当等15万5千円、共済費2万9千円の増額でございます。これは、埋蔵文化財保護のため雇用する会計年度任用職員2名について、先ほどご説明いたしました、学び・交流プラザ管理運営事業費と同じ理由により、会計年度任用職員2名に対する期末手当と社会保険料を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。続きまして、人権教育課からお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課の所管する補正予算案について、説明します。

議案書12ページをお願いします。「人権教育推進一般事務費」の予算を総額17万2千円増額するものです。この内訳は、会計年度任用職員2名の期末手当支給率改定に伴う、職員手当等21万5千円の増額、同じく社会保険料掛金の改定に伴う、共済費3万9千円の増額、派遣社会教育主事1名の上半期分の給与費負担金額確定に伴う、負担金補助及び交付金8万8千円の増額と、コロナ禍により、全国大会等の行事がリモートになったことによる旅費の不要分17万円を減額したものです。

以上、人権教育課が所管するものでございます。

教育長

はい、ありがとうございます。では、続きまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。この度、会計年度任用職員の期末手当について、12月の期末手当支給分から常勤職員並に支給率を引き上げる条例改正が行われる予定でございます。このため、先の8月定例会において、会計年度任用職員の期末手当増額に伴う9月補正予算要求についてご審議いただいたところでございますが、更に期末手当及び社会保険料をそれぞれ増額補正するものでございます。

まず「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「教育支援センター事業費」です。不登校及び不登校傾向にある児童生徒を支援する教育支援センターの教育指導員4名分の会計年度任用職員期末手当26万9千円、社会保険料として5万1千円を増額補正しております。同様の理由から、英語教育推進事業費、教職員研修推進事業費、学校安全体制整備推進事業費のそれぞれにおきましても、会計年度任用職員期末手当及び社会保険料について所要額を増額補正するものでござい

ます。

続いて、同じく「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「生活指導推進事業費」171万9千円を増額補正しております。これは、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員を2名増員したことに伴う職員報酬及び費用弁償を増額補正しております。また、期末手当は先ほどご説明した支給率の引上げに伴いまして69万2千円を増額しておりますが、社会保険料につきましては予算内で対応可能でありますことから、補正を行っておりません。

続いて、「学校業務支援員配置事業費」176万3千円を減額補正しております。これは、校内の消毒作業や授業準備、学校事務を補助する学校業務支援員の通勤手当について、これまでの実績に基づいて不用額を減額するものです。

次に、「学校ICT環境推進事業費」289万9千円を増額補正しております。これは、鹿野中学校が鹿野小学校の校舎へ移転することに伴いまして、ネットワーク環境の改修や設定変更、機器移設等に関する経費及び富田西小学校の令和4年度学級数増に伴いまして、教室の無線LAN等の増設改修を行う経費として、修繕費196万1千円を計上しております。また、鹿野中学校及び富田西小学校それぞれに、教室移転・学級増に伴いタブレット端末の電源キャビネットを整備するため、庁用器具費93万8千円を計上しております。

続きまして、「GIGAスクール構想推進事業費」7万3千円を増額補正しております。これは、学校訪問等により、ICT機器を有効に活用した授業づくりなど運用面について教員を支援するICT教育アドバイザーの期末手当の支給率引上げに伴う増額でございます。なお、社会保険料につきましては予算内で対応可能でありますことから、補正を行っておりません。

説明は以上でございます。

教育長

はい、ありがとうございます。続きまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書12ページをお願いします。「保健体育費」「学校給食費」における、説明欄の「職員給与費等」47万3千円の増額は、人事異動等に伴う給料、共済費等の増によるものです。

次に、13ページの説明欄、「学校給食費一般事業費」修繕料です。学校給食課では、学校給食センター5施設の維持管理において、蒸気回転釜や食器洗浄機などの調理器具の不具合や、屋上防水の補修などの施設修繕が相次いでいます。今後も年度末にかけて、各センターで修繕の発生が想定され、予算不足が見込まれることから、需用費、修繕料を150万円増額し、給食センターを適正に管理してまいります。

続きまして、説明欄、「学校給食管理運営事業費（栗屋）」から、その下の欄、住吉、高尾、熊毛、鹿野に記載しています、需用費、光熱水費です。これは、各学校給食センターで使用する電気、水道、都市ガス使用料について、予算不足が見込まれることから、増額補正をするもので、栗屋140万3千円、住吉202万5千円、高尾135万6千円、熊毛94万円、鹿野27万6千円で、600万円です。

続きまして、説明欄、「学校給食管理運営事業費（熊毛）」及び鹿野センターの需用費、燃料費です。これは、熊毛及び鹿野学校給食センターで使用するLPガス使用料について、予算不足が見込まれることから、増額補正をするもので、熊毛40万円、鹿野10万円でございます。

続きまして、説明欄、「学校給食管理運営事業費（栗屋）」から、その下の欄、住吉、高尾、

熊毛、次のページの鹿野に記載しています説明欄、「学校給食管理運営事業費（栗屋）」ほか4センターの需用費の委託料です。これは、各学校給食センターで排出する廃プラ等の廃棄物処理について、予算不足が見込まれることから、増額補正をするもので、栗屋81万8千円、住吉75万4千円、高尾74万5千円、熊毛58万3千円、鹿野2万5千円で、各センターの合計は、292万5千円でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。最後になりますが、中央図書館から説明をお願いします。

中央図書館長

それでは、図書館に関する補正予算についてご説明いたします。

歳出予算をご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。なかほど、「教育費」「社会教育費」「図書館費」221万1千円の増額でございます。「図書館管理運営費」の会計年度任用職員期末手当として187万円、会計年度任用職員報酬分社会保険料として34万1千円を計上しておりますが、これは、会計年度任用職員の期末手当の支給率の改正が予定されておりますことに伴い、その所要額を増額するものでございます。

以上で図書館の説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございました。説明の方は以上でございますけれども、この件につきまして、委員の皆様方から、何かご質問ございますでしょうか。

はい、岡寺委員さん。

岡寺委員

学校給食の関係で、例えば、先ほど修繕費についてはかさんでいるということですが、どんなことがあるのかなということと、一連の数字を見たときに廃棄物処理って結構お金がかかるなど感じまして、何か、有効な方法がないのかなっていう。捨てるだけにお金をかけるのではなくて、どうでしょうか。

学校給食課長

まず、修繕につきましてですね。今年度、実際に修繕を行ったもので、金額の大きいものにつきましては、住吉学校給食センターでボイラーガスの遮断弁の修繕を行っており、だいたい40万円ぐらいかかっております。それから高尾や熊毛の冷凍機の修繕ですね、約9万5千円位、それから、後は炊飯釜のテフロン修繕とかですね、そういったものについて、やはり9万5千円位各センターでかかっております。それから施設の修繕についてはですね、地下ピット内蒸気管電飾対策修繕に、これは熊毛の学校給食センターなのですが約40万円位。それから、鹿野の学校給食センターのルーフファンといいまして、屋根の方の修繕ですけども、それにやっぱり60万円位かかっております。結構修繕がかかっているところです。

それとですね、廃棄物の処理につきましては、日本全体のことだと思うのですが、処理費用が年々高騰しております。大きな原因は2017年から中国が、資源ゴミの回収を禁止したってということで、海外の方に持って行っていたゴミが、国内での処理ということで年々値上がりしております。廃プラの処理費用での単価でいいますと、令和元年度には1万8千円台であったものが、今年度は2万3千円台までにあがっております。増加の傾向が続いております。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

プラスチックゴミなのですか。

学校給食課長

はい。どうしてもここ最近やはりコロナ禍ということで、給食についても個包装のものが増えたり、あとは調味料ですね、しょうゆとかそういったものが瓶からペットボトル等変わったということもありまして、廃プラの数量っていうのが、やはり増加しているところです。

岡寺委員

例えば、その食べ物の廃棄とか、そういうのではないのですか。

学校給食課長

これはそうです。そういった廃プラであるとか、不燃物であるとかいったものです。

岡寺委員

ちなみに、すいませんSDGs今すごい話題になっている。中学校でも取り扱っていて、興味があるので、ごみの処理っているのはちょっと気になるのですが、例えばそういう食べ物とか残った残飯類は今どうされているのですか。

学校給食課長

今、処理運搬業者の方に、委託しておりましてですね、処理業者の方でもそういったですね、肥料にする施設等も整備されておりましてですね、それを堆肥化してっていうような事業をされています。

岡寺委員

プラスチックでいうと、市内の事業所に見学に行った時、プラゴミを燃料としてセメントを作っているという話を聞いたことを記憶していて、逆に売れるのではないのかと、ある意味そのぐらいの価値があるのかなと思っていて。もし何かいい方法があれば、削減できるかもしれないですね。

松田委員

ちょっと具体的な話になるのですが、ゴミって例えば子どもたちの給食で、ジャムとかいっぱいつけるじゃないですか、個別に入った袋とか、ヨーグルトのカップとか、そういうものを集めたものも入っているのですよね。

学校給食課長

そうですね。

松田委員

だから、子どもたちに配って出てきたゴミは全部給食センターに回収されていくので、そこからこういう形で廃棄をしていかなければならないのと、作る過程で出る容器の廃棄とあるということですよ。そのような流れになっているのですよね。

学校給食課長

はい。

松田委員

結構、持って帰っていただくっていうことで、学校の方の仕分を一生懸命やって協力できるようには多分していると思いますが、これは出てくるものなので。

岡寺委員

吉本さんどうぞ。質問しながらちょっとまずかったかなと。

吉本委員

いえいえ、大丈夫です。

岡寺委員

お詳しいのではないのでしょうか。

教育長

何かコメントありますか。よろしいですか。

吉本委員

専門的な話になりそうなので。

教育長

あ、そうですか。

吉本委員

また、はい。

松田委員

別の質問いいですか。教育政策課の役務費の中で樹木伐採とか補正がかかっていますね、これはやっぱり2年度当初には予定できないようなものが、随時学校から上がってくる状態なのですかね。

教育政策課長

今年度に関しては、やはりコロナの関係で、夏休み、通常であれば親子の掃除活動をしていただいて、その時に保護者の方とかに樹木伐採とかしていただいて、ずいぶんきれいにしていただく作業していただいていたのですけれども、それが全くできてない状況でした。そのあたりでの樹木をやっぱり管理しなくてはというところもあるのですけれども。うちの職員のほうも、学校、先生方と協力しながら、一緒に草刈り等もさせていただいたりとか、整備員さんもおりますので、そのあたりでの伐採ができるところはさせてもらっているのですけれども、だいぶちょっと気温が高いというか、そういうので樹木の伸びもだいぶ速くなっているのが事実かなと思われまして、その辺がもう後はうちの職員ではできないところを、もう業者さんの方にお願ひしたりとかいう形の対応は今、させてもらっている状況というところがあります。

松田委員

よくわかりました。毎年、木って伸びていくので、本当は毎年やるほうが単価的にも安いときもあったりしたりするのではないかなと思ってみたり、でも環境整備の中で、やっぱり必要なものがあれば、どこもお金はかかるのですけれどね。なんか、こういうところも対応大変だなという風に思います。でも安全面だけは対応が必要かなと思う。ぜひ要求してもらって通ればいいなと思っています。

アスベストの話が出ましたけれども、これは今後広がっていきそうですか。

教育政策課長

はい。アスベストもですね、やっぱり基準がずいぶん厳しくなってきたのが実態でございまして、今の学校各学校の施設というか建物の方ですね、検体といいまして、取って調査するところなのですが、以前よりはやっぱり検体数が増えていっております。来年度の予算要求の際にはそうなのですけれども、アスベストが含まれているよという形での設計を専門家と言いますか建設の方にもお願いしているのが現状でございまして、その部分で、要するにうちが今考えているところの来年度予算要求したところが、果たして、どの状態なのかっていうのを、今年度中、今の時期にも把握をさせていただきたいということで、今回の補正の方に上げさせていただいた

のが現状でございます、今のところ調査に入ろうとしているのが、小学校が岐山小学校、富田西、福川南、それから高水、大河内、今年度分としては今宿小学校もさせていただきました。中学校に関しては、秋月中学校1校を、今のところ予定して、この補正予算がいただけるようであれば早急に調査させていただいているという風に考えているところです。

松田委員

健康に関わることなので、早めの対応で進めていただきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

その他いかがでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、議案第36号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程につきましては以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「令和3年第10回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____